

申告会場に行く前に

○事業所得(営業・農業)、不動産所得がある方は、収入と経費を計算した収支内訳書を作成してください。

○医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成してください。

※収支内訳書・医療費控除の明細書が完成していないと申告相談を受けられません。

▶所得税の確定申告についての問い合わせ

行田税務署 ☎556-2121 (代表)

▶市民税・県民税の申告についての問い合わせ

同課市民税担当(内線231)

混雑状況を確認

市ホームページに株式会社社口コガイドの提供する「混雑ランプ」を掲載します。会場の混雑状況を「空き」「やや混み」「混み」の3段階で表示しますので、申告会場へ来場する際の参考にしてください。



お持ちいただくもの

- ①収支計算の分かる書類(事業・不動産収入)
- ②源泉徴収票(原本) ※会社などにお勤めの方や、公的年金などを受給されている方
- ③各種控除証明書
- ④医療費控除の明細書
- ⑤寄附金控除の領収書
- ⑥その他必要な証明書類
- ⑦本人確認書類
- ⑧マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑨口座番号が分かるもの
- ⑩室内履き(行田グリーンアリーナの場合)

受け付けできない申告

次のような申告は、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署にご相談ください。

- ・消費税や贈与税に関する申告
 - ・配当所得・一時所得に関する申告
 - ・株式や土地の譲渡に関する申告(収用を含む)
 - ・繰越損失に関する申告
 - ・青色申告
 - ・先物取引に関する申告
 - ・住宅ローン控除に関する初年度申告
 - ・予定納税のある申告
 - ・過去(令和2年分以前)の申告
 - ・亡くなられた方、外国人の申告
- ※上記以外の申告でも、内容によっては税務署にご案内する場合があります。

所得税の確定申告をご自身でしてみませんか

「マイナンバーカード」をお持ちの方または事前に「ID・パスワード方式の届け出」が済んでいる方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などでパソコン、スマートフォンから確定申告を行うことができます。また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

混雑する申告会場に出向くことなく確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

◀動画で見る確定申告▶ ◀確定申告書作成コーナー▶



動画で見る確定申告 🔍 検索



確定申告 🔍 検索

令和4年度 市民税・県民税、所得税申告相談開催日程

○昨年と会場が異なる地区があります。対象地区以外でも申告相談できますので、都合の良い会場にお越しください。

【受付時間：午前9時～午後3時(相談時間：午前9時30分～午後4時)】

期日	曜日	会場	対象地区(参考)	混雑予想
2月3日	木	総合福祉会館「やすらぎの里」第3研修室	須加、北河原	大混雑
4日	金		酒巻、下中条、南河原	大混雑
8日	火	中央公民館	堤根、下須戸、真名板	大混雑
9日	水	第1・2学習室(「みらい」内)	利田、大字佐間、佐間1～3丁目	混雑
10日	木		藤間、小針、下忍、樋上	混雑
16日	水		大字谷郷、斎条、血尾、和田	大混雑
17日	木		上池守、下池守、中里、小見、白川戸	混雑
18日	金	「行田グリーンアリーナ」2階研修室	谷郷1～3丁目	混雑
21日	月		若小玉、桜町1～3丁目、馬見塚、中江袋、富士見町1・2丁目	大混雑
22日	火		犬塚、荒木	大混雑
24日	木		大字埼玉	大混雑
25日	金	中央公民館第1・2学習室(「みらい」内)	駒形1・2丁目、関根、野、渡柳	大混雑
27日	日		全地区	大混雑
3月1日	火		清水町、城西1～5丁目、城南、前谷	大混雑
3日	木		押上町、棚田町1～3丁目、忍1・2丁目	大混雑
4日	金		旭町、向町、緑町、藤原町1～3丁目、天満	混雑
8日	火		門井町1～3丁目、西新町	混雑
9日	水		持田1～3丁目、本丸、中央	混雑
10日	木	商工センター	持田4・5丁目、矢場1・2丁目、宮本、栄町、小敷田	混雑
11日	金		大字持田	混雑
14日	月		大字長野、行田	やや混み
15日	火		長野1～5丁目、杏里山町、深水町、大字忍	混雑

※新型コロナウイルスの今後の感染拡大状況によっては、予定を変更することがあります。

※午前中は大変混み合います。時間には余裕をもってお越しください。

給与・公的年金所得者のための所得税還付申告書等作成会中止のお知らせ

所得税還付申告書等作成会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため昨年同様、開催を中止することとしました。

所得税の還付申告をされる場合は、税務署または上記日程で行う申告相談にお越しください。なお、令和3年分の所得税の還付を受ける申告は、税務署で令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間行うことができますので、混雑時期を避けた申告をお勧めします。

令和4年度 市民税・県民税、所得税

申告相談

申告期間は
2月3日(木)から
3月15日(火)まで

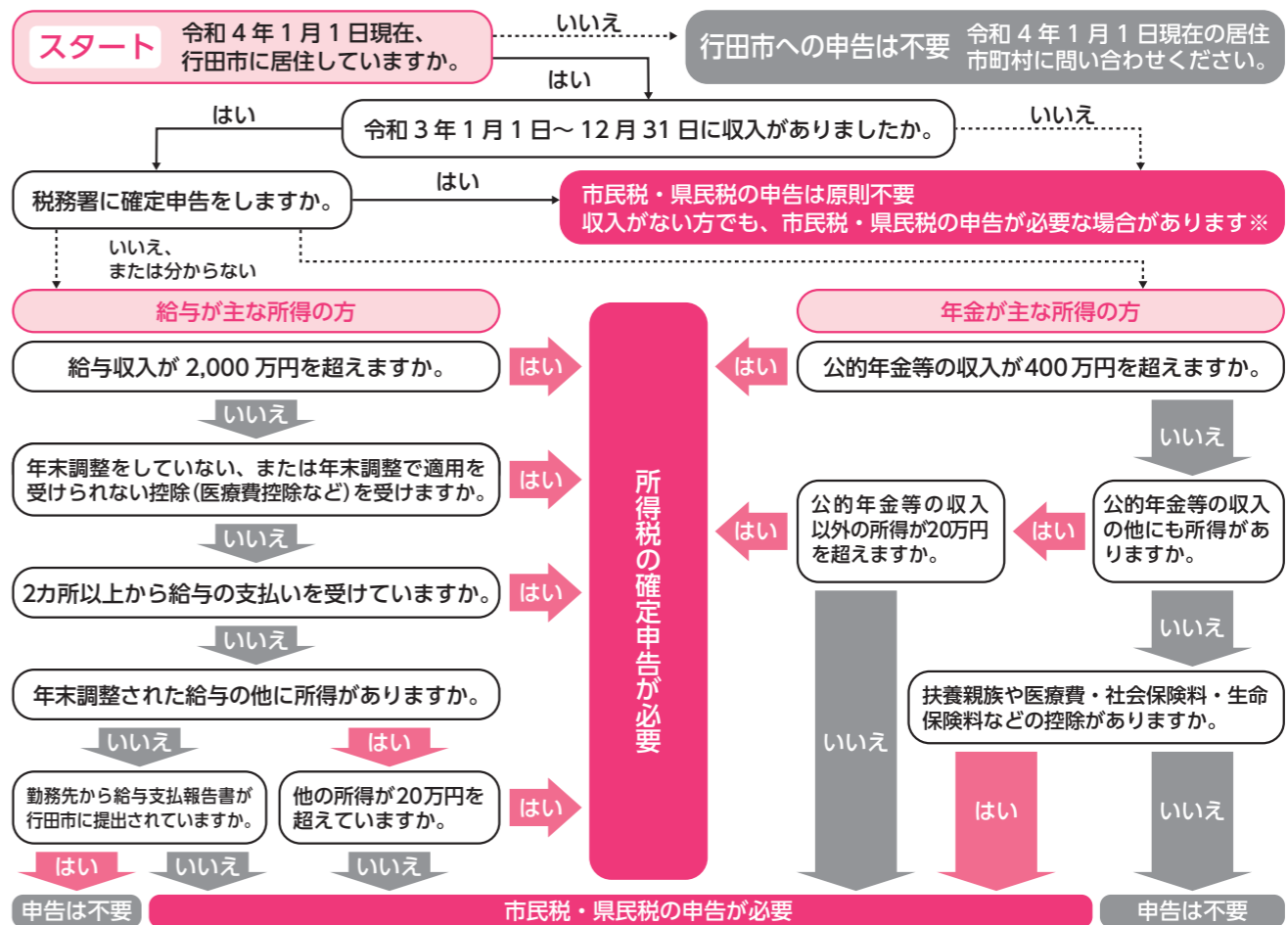
市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書を提出していただくものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密(「密閉」・「密集」・「密接」)を避ける対策をとりながら実施します。ご不便をお掛けしますが、感染症予防対策にご理解とご協力をお願いします。

4つのお願い

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場される際は、マスクを着用してください。また、入場の際に検温を実施し、発熱(37.5℃以上)などの症状がある方は、原則として入場をお断りします。
2. 会場の混雑状況によっては、受け付けを調整するとともに、後日の来場をお願いする場合があります。
3. 例年、税務署で申告相談をされている方は、後日のトラブルを避けるため、引き続き税務署での申告をお願いします。
4. 市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていませんので、各会場へお越しください。

市民税・県民税の申告が必要な方



※確定申告が不要な方でも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすると、所得税が還付される場合があります。

※所得のない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険などの各種手続きで申告が必要な方や税証明書を必要とする方は、市民税・県民税の申告が必要となります。